

指定給水装置工事事業者の指定等の申請について

企業団では、指定給水装置工事事業者の指定等申請受付を常に行っています。

申請する方は、記入例を参考に必要な書類等を提出してください。

1 指定の申請書類等

- ① 指定給水装置工事事業者申請書 (様式第1号)
- ② 機械器具調書 (様式第1号別表)
- ③ 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- ④ 誓約書 (様式第2号)
- ⑤ 定款又は寄附行為の写し (裏書等証明文を記載したもの)

※個人事業者にあつては、③・⑤の代わりに住民票

- ⑥ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第6号)
- ⑦ 給水装置工事主任技術者の免状 (企業団で写しをとります。)
- ⑧ 給水装置工事主任技術者の顔写真1枚 (24mm×30mm)

※事業を行う場所が、登記事項証明書に記載されていない場合は、その場所を確認できる書類。(賃貸契約書の写し等)

2 指定事項の変更申請

下記の事項のいずれかに変更があつた場合は、別表1 提出書類一覧を参考に必要書類を提出してください。

ア 事業所の名称及び所在地

イ 氏名又は名称及び住所

ウ 法人にあつては代表者の氏名又は役員の氏名

- ① 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (様式第4号)
- ② 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- ③ 定款又は寄附行為の写し (裏書等証明文を記載したもの)
- ④ 誓約書 (様式第2号)
- ⑤ 指定給水装置工事事業者証 (変更後の事業者証と差替えます。)

3 事業の廃止、休止、再開の申請

- ① 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (様式第5号)
- ② 指定給水装置工事事業者証

注意事項

- ・届出書類は、原則、持参となりますので、事前に担当者の在席を確認してください。
- ・届出書等に関する問い合わせ先 給水課給水係 ☎0225-95-6711

給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出について

企業団では、給水装置工事主任技術者の選任・解任届出の受付を常に行っています。指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任又は解任したときは、遅滞なく（30日以内）、別記載の記入例を参考に下記の書類を提出してください。

◎ 給水装置工事主任技術者の選任に必要な書類

- ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 **(様式第6号)**
- ② 給水装置工事主任技術者の免状（企業団で写しをとります。）
- ③ 給水装置工事主任技術者の顔写真1枚（24mm×30mm）

◎ 給水装置工事主任技術者の解任に必要な書類

- ① 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 **(様式第6号)**

注意事項

- ・届出書類は、原則、持参となりますので、事前に担当者の在席を確認してください。
- ・届出書等に関する問い合わせ先 給水課給水係 ☎0225-95-6711

(表1) 提出書類一覧

(表中の○印が提出書類)

届出の種類		提出の書類										提出期限等
		指定事項変更届出書(様式第4号)	誓約書(様式第2号)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	定款の写し(直近のもの)	住民票(個人番号の記載のないもの)	廃止・休止・再開届出書(様式第5号)	指定給水装置工事事業者証	主任技術者選任・解任届出書(様式第6号)	主任技術者証の写し		
指定事項の変更等	氏名又は名称	法人	○	○	○	○			○			注) 1 変更のあった日から30日以内
		個人	○				○		○			
	住 所	法人	○		○	○			○			
		個人	○				○		○			
	代 表 者	法人	○	○	○	○			○			
	役員(監査含)	法人	○	○	○							
		個人	○									
	事業所の名称又は所在地	法人	○						○			
個人		○						○				
廃止又は休止								○	○		廃止・休止の日から30日以内	
再 開								○			再開の日から10日以内	
主任技術者の選任・解任										○	○	注) 2 遅延なく 注) 3

注) 1 変更の日からであり、登記の日ではありません。

注) 2 給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内。届け出を30日以内にしないときは、処分の対象になります。

注) 3 選任時には、証明写真(24×30mm位)を添付し、主任技術者証の原本を持参してください。